平成２５年（フ）第１７９号
群馬県伊勢崎市豊城町2103―１豊城西住宅2188、住民票上の住所群馬県伊勢崎市堀下町1678番地１　ソニックハイツＢ201
債務者　加藤　寿久
１　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１８３号
群馬県伊勢崎市除ケ町312番地３　ファーストパーク201
債務者　長沼　雅秀（旧姓髙橋）
１　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１８４号
群馬県渋川市半田778番地６　半田団地１―207
債務者　佐野さとみ（旧姓坂上）
１　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１８６号
群馬県前橋市西片貝町２―24　モンシュール前橋209、住民票上の住所大阪府岸和田市下池田町１丁目６番８―103号
債務者　佐藤　昇平
１　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１８７号
群馬県渋川市金井1546番地３　メゾンカナイ102号
債務者　飯塚　　明
１　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１９９号
群馬県伊勢崎市八寸町4770番地９　メゾンＴＢⅢルート17―107
債務者　栗原　時雄
１　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４７８号
千葉市若葉区千城台東４丁目１番２棟203号
債務者　中村　　蘭
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５２６号
千葉県市原市南国分寺台４丁目４番地13　アートホームA201号
債務者　西川　憲一
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５３０号
千葉県習志野市東習志野８丁目18番12号　タカシ荘２Ｆ
債務者　高本誠二こと　ＴＡＫＡＭＯＴＯ　ＳＥＩＤＩ
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５７５号
千葉県習志野市藤崎１丁目10番８号
債務者　芳野香菜子
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１４６号
千葉県成田市中台６丁目29番地14
債務者　石井　隆也
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１５２号
千葉県佐倉市西志津４丁目30番47号　ラフィーネA103、申立時の住所千葉県佐倉市上志津755番地10
債務者　古賀ローズマリーこと　ＫＯＧＡ　ＲＯＳＥＭＡＲＩＥ　ＯＲＴＩＬＡＮＯ
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１４号
千葉県香取市牧野2110番地３
債務者　若塚　正海
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第２２８号
静岡県沼津市大平2277番地の94、住民票上の住所静岡県富士宮市宮原307番地の１
債務者　小澤　麻美（旧姓水野）
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１３６３号
京都市山科区西野様子見町１番地の２　３棟602号
債務者　渡部　安洋
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３０９号
京都市山科区東野中井ノ上町５番地の56
債務者　伊藤　将則
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５０９号
京都府城陽市久世芝ケ原131番地の77
債務者　山岡　弘幸
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係